

荒神山鳥獣保護区  
荒神山特別保護地区

指定計画書  
(案)

令和 年 月 日

滋賀県

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

彦根市日夏町地先の日夏山林道と通称御尊谷との交点を起点とし、同所から同谷を南西に進み三角点に至り、同所から通称本坂を南東に進み荒神山参道との交点に至り、同所から同参道を南西に進み荒神山林道との交点に至り、同所から同林道を西進し駐車場に至り、同所から日夏山林道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的および再指定にかかる理由

荒神山鳥獣保護区は、彦根市南西部に位置し、琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とした区域であり、曾根沼、水田、河川などの多様な環境が存在しており、オオタカ、ノスリ、アオバト、ホトトギス、ヤブサメ、オオルリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、コサメビタキ、ククイタダキ、トラツグミ、ベニマシコ、ウソ、オオアカゲラ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、イカルチドリ、オオヨシキリ、ミソサザイ、イソシギ、クサシギなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は荒神山の山頂を含んでおり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 3 特別保護地区の面積内訳

総面積 25ha

## 内訳

## ア 形態別内訳

林 野 25ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha &lt;干潟 0 ha&gt;

その他 0 ha

## イ 所有者別内訳

私有地等 25ha

## ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 25ha 特別保護地区 0 ha

(琵琶湖国定公園) 特別地域 25ha

普通地域 0 ha

森林法による地域 20ha (土砂流出防備保安林)

## 4 指定区域における鳥獣の生息状況

## (1) 当該区域の概要

## ア 鳥獣保護区の位置

当地区は彦根市南西部に位置する。

## イ 地形、地質等

地形はゆるやかで、地質は主に湖東流紋岩である。

## ウ 植物相の概要

マツ、スギ、ヒノキ、広葉樹が混在している。

## エ 動物相の概要

森林鳥獣の生息地となっている。

## (2) 生息する鳥獣類（鳥獣保護区の区域を含む）

（※よく見られる種には枠囲い、『滋賀県レッドデータブック 2020』における絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種はアンダーライン）

## ア 鳥類

カイツブリ・カワウ・アオサギ・マガモ・カルガモ・コガモ・  
 オカヨシガモ・ハシビロガモ・キンクロハジロ・カンムリカイツブリ・  
イカルチドリ・カワセミ・オオヨシキリ・セグロセキレイ・  
 ハクセキレイ・ツバメ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジ・  
トビ・オオタカ・キジバト・コゲラ・コジュケイ・ヒバリ・ヒヨドリ・  
 モズ・ミソサザイ・ウグイス・ヒガラ・ヤマガラ・シジュウカラ・  
エナガ・メジロ・アオジ・ホオジロ・カワラヒロ・スズメ・  
 ホトトギス・ヤブサメ・オオルリ・シロハラ・ツグミ・カシラダカ・  
サンショウクイ・オオバン・メボソムシクイ・キビタキ・ジョウビタキ  
 ・トラツグミ・ルリビタキ・コサメビタキ・ダイサギ・コシアカツバメ  
 ・クサシギ・アトリ・ベニマシコ・ウソ・キクイタダキ・アカゲラ  
 ・オオアカゲラ・イソシギ・アオバト・エゾセンニュウ・ノスリ

## イ 獣類 ニホンザル、タヌキ、イノシシ

## (3) 当該区域の農林水産物の被害状況（鳥獣保護区の区域を含む）

## ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

令和2年度 3 件      令和3年度 3 件      令和4年度 3 件

## イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
イノシシ	穀物、野菜、果樹
ニホンザル	穀物、野菜、果樹
カラス	穀物、野菜、果樹

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項  
当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 施設整備に関する事項  
鳥獣保護区用制札および特別保護地区用制札を設置している。

野鳥の森鳥獣保護区  
野鳥の森特別保護地区

指定計画書

(案)

令和 年 月 日

滋賀県

## 1 特別保護地区の概要

## (1) 特別保護地区の名称

野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区

## (2) 特別保護地区の区域

多賀町大字一円地先の芹川ダム余水捌け左岸と町道一円ダム線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み芹川ダム堤体右岸探鳥路との交点に至り、同所から同探鳥路を南西に進み湿地ゾーン（県有地）との交点に至り、同所から同ゾーンを南西に進みダム堤体下部左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進しダム堤体上部左岸（ダム周遊路）との交点に至り、同所から同周遊路を北進し芹川ダム余水捌け左岸に至り、同所から同左岸を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

## (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

## (4) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (5) 特別保護地区の指定目的および再指定にかかる理由

野鳥の森鳥獣保護区は、サシバ、ツツドリ、ホトトギス、オオルリ、ヤブサメなどの希少な種を含む森林性鳥類を中心とした多様な鳥類の生息が確認されるなど鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域には遊歩道が整備されたダムが存在し、森林生態系の中における水辺として、カイツブリ、ヨシガモなどの希少な種を含む水鳥の生息地であるとともに、人と自然とのふれあいの場として、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 3 特別保護地区の面積内訳

総面積 22ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 8 ha

農耕地 0 ha

水 面 14ha <干潟 0ha>

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

私有地等 8 ha  
公有水面 14 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (湖東県立自然公園)	22ha	特別保護地区	0 ha
		特別地域	22ha
		普通地域	0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

滋賀県の琵琶湖東部地域、多賀町北西部に位置する。

イ 地形、地質等

地形はゆるやかな谷となっており、地質は美濃帯の中古生層で構成される。

ウ 植物相の概要

沈水植物などの水辺植生が大部分を占める。

エ 動物相の概要

水鳥を中心とした鳥獣の生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類（鳥獣保護区の区域を含む）

(※よく見られる種には枠囲い、『滋賀県レッドデータブック 2020』における絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種はアンダーライン)

ア 鳥類 カイツブリ・コサギ・アオサギ・マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ  
・ヒドリガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・ケリ・セグロセキレイ・  
キセキレイ・ツバメ・ハクセキレイ・ハシブトガラス・ハシボソガラス  
・トビ・サシバ・アオゲラ・コゲラ・ヒヨドリ・モズ・ウグイス・  
ヤマガラ・シジュウカラ・エナガ・メジロ・アオジ・ホオジロ・  
カワラヒワ・スズメ・ムクドリ・カケス・ツツドリ・ホトトギス・  
ヤブサメ・オオルリ・シロハラ・ツグミ・カシラダカ

イ 獣類 ニホンジカ・サル

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

令和2年度 0件      令和3年度 0件      令和4年度 0件



## イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
-	-

## 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

## 6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札、特別保護地区用制札および案内板を設置している。

伊吹山鳥獣保護区  
伊吹山特別保護地区

指定計画書  
(案)

令和 年 月 日

滋賀県

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

米原市上野地先の伊吹山山頂部分に設置されている遊歩道（西コース）と雪庇止め工作物東端部との接点を起点◎とし、同所から同遊歩道を東進し伊吹山ドライブウェイ駐車場との交点①に至り、同所から同駐車場の南側境界線を東進し滋賀県と岐阜県の境界線に通じる遊歩道（東コース）との交点②に至り、同所から同遊歩道を東進し滋賀県と岐阜県の境界線との交点③に至り、同所から同境界線を南進し伊吹山山頂と滋賀県と岐阜県の境界線を結ぶ登山道との交点④に至り、同所から同登山道を西進し山小屋地区⑤に至り、同所から同地区の北側境界線を西進し登山道との交点⑥に至り、同所から同登山道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

### (4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的および再指定にかかる理由

伊吹山鳥獣保護区は、滋賀県と岐阜県の境にある伊吹山の琵琶湖国定公園内に位置し、山地草原、自然林、二次林、植林地など植生の変化に富む地域であり、イヌワシ、ハイタカ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、カッコウ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、オオルリ、ルリビタキ、マミジロ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ニホンカモシカなどの希少な種を含む、多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は山地草原として重要な区域であり、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 3 特別保護地区の面積内訳

総面積 24ha

## 内訳

## ア 形態別内訳

林 野 24 ha  
 農耕地 0 ha  
 水 面 0 ha <干潟 0 ha>  
 その他 0 ha

## イ 所有者別内訳

私有地等 24ha

## ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (琵琶湖国定公園)	24ha	特別保護地区 特別地域	6ha 18ha
-------------------------	------	----------------	-------------

文化財保護法による地域	5ha
-------------	-----

森林法による地域	24ha (土砂流出防備保安林)
----------	------------------

## 4 当該区域における鳥獣の生息状況

## (1) 当該区域の概要

## ア 鳥獣保護区の位置

滋賀県北東部にある伊吹山山頂一帯の岐阜県境に位置する。

## イ 地形、地質等

地質は石灰岩地帯に属し、山頂にはカレンフェルト地形や巨大な石灰露岩がみられる。

## ウ 植物相の概要

山地草原が成立しており、伊吹山固有種や希少な種を含めて多様な植物種が生育している。

## エ 動物相の概要

国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシや特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを含め、森林鳥獣の生息地となっている。

## (2) 生息する鳥獣類（鳥獣保護区の区域を含む）

(※よく見られる種には枠囲い、『滋賀県レッドデータブック 2020』における絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種はアンダーライン)

ア 鳥類 キセキレイ・ツバメ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・  
 ハシボソガラス・キジ・ヤマドリ・トビ・オオタカ・キジバト・コゲラ・  
 ヒバリ・ヒヨドリ・モズ・ウグイス・ヒガラ・シジュウカラ・エナガ・  
 メジロ・ホオジロ・カワラヒワ・イカル・カケス・ツツドリ・オオルリ

・ジョウビタキ・ルリビタキ・マミジロ・キビタキ・オオアカゲラ・  
カヤクグリ・ツミ・イヌワシ・ハイタカ・ノスリ・コガラ・  
メボソムシクイ・チョウゲンボウ・カッコウ・ジュウイチ・  
ホトトギス・イワツバメ・ビンズイ

イ 獣類 ニホンジカ・ニホンカモシカ

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況（鳥獣保護区の区域を含む）

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

令和2年度 39 件      令和3年度 44 件      令和4年度 41 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	山頂植生被害 ニッコウキスゲ、オオバキボウシ、ホソバナアマ ナ、シシウド、イブキトラノオ、サラシナショウ マ、シモツケ、コイブキアザミ、ミヤマコアザミ 、コオニユリ、チシマザサ等

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札、特別保護地区用制札および案内板を設置している。

水口町城山鳥獣保護区  
水口町城山特別保護地区指定計画書  
(案)

令和5年 月 日

滋賀県

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

甲賀市水口町水口地先国道307号と古城山生活環境保全林整備事業の作業車道との交点を起点とし、同所から同作業車道を北進し市道水口・古城3号線との交点(交点A)に至り、同所から同市道を南東に進み市道古城が丘・水口幹線との交点(交点B)に至り、同所から同市道沿いの森林境界を南東に進み市道水口・大澤線との交点(交点C)に至り、同所から森林境界を南進し旧甲賀市上水道配水池管理道路起点(石段)との交点(交点D)に至り、同所から森林境界を西進し国道307号との交点(交点E)に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで(10年間)

### (4) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的および再指定にかかる理由

水口町城山鳥獣保護区には、森林、水田、河川、ため池などの多様な環境がモザイク状に存在しており、ノスリ、ハイタカ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、カワアイサ、ヨシガモ、ホシハジロ、ミコアイサ、イカルチドリ、カワセミ、ホトトギス、キビタキ、ルリビタキ、イソシギ、ヒクイナ、クサシギ、タシギ、ベニマシコ、ニューナイスズメなどの希少な種を含む多様な鳥類の生息が確認され、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は安土桃山時代に築城された岡山城跡が存在し、人と自然とのふれあい活動の場となっており、鳥獣保護区内における中心的な森林環境となっており、特に重要な役割を果たしていると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣の生息地の環境を適切に保全し、特に鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 3 特別保護地区の面積内訳

総面積 27 ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	27	ha	
農耕地	0	ha	
水 面	0	ha	<干潟 0 ha>
その他	0	ha	

#### イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	26 ha	{ <table> <tr> <td>都道府県有地</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>市町村有地等</td> <td>26 ha</td> </tr> </table>	都道府県有地	0 ha	市町村有地等	26 ha
都道府県有地	0 ha					
市町村有地等	26 ha					
私有地等	1 ha					

- ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域
  - 文化財保護法による対象地域
    - （遺跡）水口岡山城遺跡 27ha
    - うち（国史跡）水口岡山城跡 23.8ha
  - 森林法による地域 27ha（土砂流出防備保安林）

4 指定区域における鳥獣の生息状況（周辺地域を含む）

(1) 当該地域の概要

- ア 鳥獣保護区の位置
 

甲賀市の北部に位置し、旧東海道に接している。
- イ 地形、地質等
 

地質は泥岩地質が大部分を占め、なだらかな山容を呈している。
- ウ 植物相の概要
 

スギ、ヒノキを中心とし、南側斜面にはカシ類をはじめヤブツバキ、ツツジ等の中低木も見られる。
- エ 動物相の概要
 

森林性鳥類を中心とした鳥獣の生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類（鳥獣保護区の区域を含む）

（※よく見られる種には枠囲い、『滋賀県レッドデータブック 2020』における絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種はアンダーライン）

- ア 鳥類
 

カイツブリ・カワウ・ゴイサギ・チュウサギ・ダイサギ・アオサギ・アマサギ・カルガモ・コガモ・オカヨシガモ・カワアイサ・ヨシガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・ミコアイサ・イカルチドリ・ケリ・カワセミ・セグロセキレイ・キセキレイ・ハクセキレイ・ツバメ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・キジ・トビ・キジバト・コゲラ・コジュケイ・ヒバリ・ヒヨドリ・モズ・ウグイス・ヤマガラ・シジュウカラ・エナガ・メジロ・アオジ・ホオジロ・カワラヒワ・スズメ・ムクドリ・カケス・ホトトギス・シロハラ・ツグミ・カシラダカ・イワツバメ・コシアカツバメ・キビタキ・ジョウビタキ・ルリビタキ・イソヒヨドリ・イソシギ・オオバン・ヒクイナ・クサシギ・タシギ・ノスリ・ハイタカ・ベニマシコ・ニュウナイスズメ・ソウシチョウ

- イ 獣類 ニホンジカ、イノシシ



(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 (鳥獣保護区の区域を含む)

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

令和2年度 2件 令和3年度 2件 令和4年度 2件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥獣名	被害作物名・樹木名
イノシシ	稲

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札および案内板を設置している。